

事業者向けの主な緊急経済対策

制度	制度概要	対象	内容	問い合わせ・相談窓口
①持続化給付金	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対し、事業継続等の支えとなる給付金を支給	2020年1月から12月までのうち、ひと月の売上額が前年同月比50%以上減少した事業者 (資本金10億円以上の大企業を除く)	法人 上限 200万円を支給 個人事業者 上限 100万円を支給	■持続化給付金事業 コールセンター (電話)0120-115-570(毎日 8時30分～19時) ■中小企業・個人事業主向け「持続化給付金サポート窓口」 ○北海道胆振総合振興局商工労働観光課 (電話)0143-24-9589(平日 8時45分～17時00分)
②室蘭市小規模事業者等緊急支援給付金	感染症拡大により、大きな影響を受けた小規模事業者等に対し、事業の維持・継続の下支えとなる給付金を支給	2020年1月から4月までのうち、ひと月の売上額が前年同月比30%以上減少した小規模事業者で、常時使用する従業員が5人以下の事業者等	上限 20万円を支給	■市緊急経済対策室 (電話)0143-50-6640
③-[1]休業協力・感染リスク低減支援金	北海道の休業要請等に協力し感染リスク低減に取り組む事業者に対し、支援金を支給	A 北海道からの休業要請を受けた施設で、4/25(土)から5/15(金)まで休業した事業者 B 酒類を提供する上記を除く飲食店において、4/25(土)から5/15(金)まで酒類の提供時間の短縮(19時まで)を行った事業者	A 法人 30万円を支給 個人事業者 20万円を支給 B 法人個人問わず 10万円を支給	■休業要請専用ダイヤル (電話)011-206-0104 又は 011-206-0216 (毎日 8時45分～17時30分)
③-[2]経営持続化臨時特別支援金	経営の持続化に向けた感染拡大予防のため「新しい生活様式」の実践・普及に取り組む事業者に対し、支援金を支給	A 北海道からの休業要請を受けた施設で、5/19(火)から5/31(日)まで休業した事業者(仮に、休業要請等の期間が「短縮された場合はその日まで」、「延長された場合は5月31日まで」) B 北海道からの休業要請の対象外だが、月の売上が前年から1/2以下になった事業者	A 10万円を支給 B 5万円を支給 (支援金は、AまたはBのどちらかのみを受け取ることができます)	※支援金申請のお問い合わせ先 ○休業協力・感染リスク低減支援金お問い合わせセンター (電話)011-351-6469 (毎日 8時45分～17時30分)
④雇用調整助成金の特例措置	感染症拡大の影響を受け、事業主が労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ※解雇等を行わず雇用を維持する中小企業に対する特例措置の拡充(一定の要件で助成率を100%)に	①休業手当に対する助成率引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3) ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業9/10、大企業3/4) ③雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に ほか	■ハローワーク室蘭 (電話)0143-22-8689 ■コールセンター (電話)0120-60-3999(平日・休日9時～21時) ■雇用調整助成金「申請サポート窓口」 ○北海道胆振総合振興局商工労働観光課 (電話)0143-24-9588(平日 8時45分～17時00分)
⑤各種資金繰り支援	事業の継続を強力に支援するため、中小・小規模事業者や、中堅企業・大企業に対する資金繰り支援	①セーフティネット5号…要件を満たせば「保証料・金利ゼロ」の対象 ②新型コロナウイルス感染症特別貸付…追加要件を満たせば「実質無利子・無担保」の対象 ③商工中金等による「危機対応融資」…追加要件を満たせば「実質無利子・無担保」の対象 ④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)…追加要件を満たせば「実質無利子・無担保」の対象 ⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付…追加要件を満たせば「実質無利子・無担保」の対象 ⑥新型コロナウイルス対策衛経融資(拡充)…追加要件を満たせば「実質無利子・無担保」の対象 ⑦衛生環境激変対策特別貸付 ⑧危機関連保証…「保証料・金利ゼロ」の対象 ⑨セーフティネット4号…「保証料・金利ゼロ」の対象 ⑩セーフティネット貸付		■①⑧⑨…お近くの民間金融機関、北海道信用保証協会(0120-279-540) ■②④⑤⑥⑦⑩…日本政策金融公庫 (電話)0120-154-505(平日) (電話)0120-112476(休日・国民生活) (電話)0120-327790(休日・中小企業) ■③…商工組合中央金庫(0120-542-711)
⑥市税の納税猶予(固定資産税や法人税など基本的に全ての税が対象)	感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減している状況を踏まえ、事業収入が減少した全事業者について、納税を猶予	2020年2月から納期限までの一定の期間(1ヵ月以上)において、事業収入が前年同期比概ね20%以上減少した全ての事業者(個人・法人)	原則、1年間の納税猶予担保の提供不要 猶予期間中の延滞税免除	■市市税課 (電話)0143-25-2314
⑦※2021年の固定資産税・都市計画税の減免	中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の2021年の固定資産税及び都市計画税を減免	2020年2月から10月までの任意の連続した3ヵ月間の収入の対前年同期比減少率が、 ①30%以上50%未満の中小企業及び小規模事業者 ②50%以上の中小企業及び小規模事業者 ※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象	①1/2減免 ②全額減免	■市市税課 (電話)0143-25-2707

国・道・室蘭市の事業者向け緊急経済対策主要支援金

あなたの経営状況

あなたの経営規模

	前年同月比 50%以上減収 (1月～12月の売上 のうちのひとつ月)	4/25～5/15 の休業要請に ご協力いただいた 事業者	5/19～5/31 の休業要請に ご協力いただいた 事業者	前年同月比 30%以上減収 (1月～4月の売上 のうちひとつ月)
	①持続化 給付金 (下記は上限額)	②経営持続 化臨時特別 支援金(B)	③休業協力・ 感染リスク 低減支援金	④経営持続 化臨時特別 支援金(A)
				⑤小規模事 業者等緊急 支援給付金 (下記は上限額)
大企業			○ 30万円	○ 10万円
中堅企業	○ 200万円	○ 5万円	○ 30万円	○ 10万円
中小企業	○ 200万円	○ 5万円	○ 30万円	○ 10万円
小規模事業者	○ 200万円	○ 5万円	○ 30万円	○ 10万円
個人事業主	○ 100万円	○ 5万円	○ 20万円	○ 10万円
フリーランス	○ 100万円	○ 5万円	○ 20万円	○ 10万円
NPO・その他の法人	○ 200万円	○ 5万円	○ 30万円	○ 10万円
			夜7時以降、酒類 提供しない飲食店 ○ 10万円	夜7時以降、酒類 提供しない飲食店 (胆振管内は該当なし)
問い合わせ先	持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570	北海道休業要請専用ダイヤル 011-206-0104 011-206-0216		室蘭市緊急経済対策室 0143-50-6640

従業員5人以下に限定

従業員5人以下に限定

従業員5人以下に限定

従業員5人以下に限定